

株 主 各 位

東京都港区海岸三丁目9番15号
株式会社バイク王&カンパニー
代表取締役社長執行役員 石川 秋彦

第22回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第22回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記の株主総会参考書類をご検討いただき、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2020年2月26日(水曜日)午後6時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年2月27日(木曜日)午前10時(受付開始 午前9時)
2. 場 所 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」
3. 会議の目的事項
報告事項 第22期(2018年12月1日から2019年11月30日まで)事業報告および
計算書類報告の件
決議事項
第1号議案 第22期剰余金処分の件
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

-
- ◎株主総会当日の開場時刻は午前9時00分を予定しております。当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- ◎株主総会参考書類、事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.8190.co.jp/>)に掲載させていただきます。
- ◎株主総会にご出席の株主様へのお土産はご用意しておりません。何卒ご了承くださいませようお願い申し上げます。

(提供書面)

事業報告

(2018年12月1日から
2019年11月30日まで)

1. 会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過および成果

当事業年度における我が国経済は、個人消費の持ち直しに加え、企業収益や雇用・所得環境の改善が見られる等、緩やかな回復基調が続きました。しかしながら、米中貿易摩擦等による海外経済の不確実性により、依然として先行き不透明な状況が続いております。

当社が属するバイク業界におきましては、国内におけるバイクの新車販売台数は約33万台（2018年実績、出所：一般社団法人日本自動車工業会）と前年を下回って推移いたしました。また、バイク保有台数は1,073万台（2018年3月末現在、出所：一般社団法人日本自動車工業会）となり、比較的価値の高い原付二種以上は微増、全体は微減する傾向となりました。

このような市場環境のもとで、当社は、ビジョンとして掲げる「バイクライフの生涯パートナー」の実現に向けて、従来のバイク買取専門店としての「バイク王」から、バイクに係る全てのサービスを総合的に提供する「バイクのこことならバイク王」と言われるブランドへ進化を目指しております。また、継続的に複合店（買取およびリテール販売を展開する店舗）を拡大し、お客様とのタッチポイントを増加させるとともに次の成長に向けた経営基盤の構築に取り組んでまいりました。

当事業年度においては、「仕入車輛の量と質の確保」、「仕入価格の適正化」および「リテール販売台数の増加」を基本戦略とし、さらに「複合店に適したMD（マーチャンダイジング）サイクルの確立」、「店舗運営の生産性向上」、「人材育成の強化」、「人事制度の拡充」に取り組むことにより、ビジョンの実現、持続的な成長と安定した収益構造の構築を目指してまいりました。

具体的には、高市場価値車輛への対応時間を確保するための仕入業務オペレーションの効率化、繁忙期における人人体制の見直しに加え、WEBを中心とした効果的な広告展開、マスメディアの媒体構成の最適化を図りながらバイク王を想起させる広告宣伝活動を推進いたしました。これにより、仕入は好調に推移し、高市場価値車輛を中心に量と質の向上が図られ、リテール販売に適した在庫も十分に確保することができました。

また、MDによるデータベースの一元化を推進しつつ、仕入プロセスの見直し

によって仕入価格の適正化を図りました。さらに前事業年度から複合店化した店舗の貢献によりリテール販売台数は増加いたしました。なお、店舗数は、複合店を新たに5店舗出店したほか移転統合した結果、全61店舗のうち55店舗が複合店となりました。

このように、車輛における質の向上およびリテール販売台数の量の確保により平均売上単価（一台当たりの売上高）ならびに売上高は前期をやや上回りました。加えて、平均粗利額（一台当たりの粗利額）が前期を上回ったことにより売上総利益は前期を上回りました。

営業利益および経常利益につきましては、販売費及び一般管理費は増加しましたが、ホールセールの利益率向上と売上全体に占めるリテール売上構成比の上昇による収益性の一段の改善によって、前期を上回る大幅な増益となりました。

税引前当期純利益につきましては、一部店舗の減損損失等を計上したものの、経常利益の増加にともない増益となりました。加えて、業績改善にともない繰延税金資産を計上したことにより当期純利益も増益となりました。

以上の結果、売上高20,119,597千円（前期比1.0%増）、営業利益210,731千円（前期比219.6%増）、経常利益359,720千円（前期比92.1%増）、当期純利益205,783千円（前期比135.7%増）となりました。

② 設備投資の状況

当事業年度において実施した設備投資等の総額は631,084千円であり、その主な内訳は以下のとおりであります。

基幹システム開発	306,559千円
車両運搬具	202,167千円
新店舗移転工事及び複合店化工事	60,590千円
店舗、駐車場の敷金及び保証金	28,184千円
店舗設備修繕他	17,151千円
拠点工具、器具及び備品	12,685千円

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

(2) 財産および損益の状況

区 分	第19期 (2016年11月期)	第20期 (2017年11月期)	第21期 (2018年11月期)	第22期 (当事業年度) (2019年11月期)
売 上 高 (千円)	16,996,356	18,252,599	19,921,561	20,119,597
営 業 利 益 又 は 営 業 損 失 (△) (千円)	△503,009	△263,134	65,930	210,731
経 常 利 益 又 は 経 常 損 失 (△) (千円)	△394,653	△92,179	187,215	359,720
当 期 純 利 益 又 は 当 期 純 損 失 (△) (千円)	△586,233	401,304	87,292	205,783
1株当たり当期純利益 又は当期純損失(△) (円)	△42.43	28.74	6.25	14.74
総 資 産 (千円)	4,796,125	5,392,188	5,544,927	6,180,165
純 資 産 (千円)	3,522,416	3,867,858	3,899,273	4,049,318
1株当たり純資産額 (円)	252.22	276.96	279.21	289.95

(注) 1. 記載金額は千円未満を切捨て、「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」および「1株当たり純資産額」は小数点以下第2位未満をそれぞれ四捨五入して表示しております。

2. 「1株当たり当期純利益又は当期純損失(△)」は期中平均発行済株式総数に基づき、「1株当たり純資産額」は期末発行済株式総数に基づき算出しております。なお、発行済株式総数につきましては、自己株式を控除した株式数によっております。

(3) 重要な親会社および子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社は、以下の経営方針を掲げております。

経営方針

当社は、次に定める経営理念に基づき、ビジョンの実現を通じた持続的な成長と社会的な存在意義の創出および中長期的な企業価値の向上を図ってまいります。

<経営理念>

常に成長を求める事 共に成長を喜べる事

お客様の笑顔を追求する事

社会の発展に寄与する事 未来への文化を創造する事

そして常に夢を持ち続け愛される企業を実現します

<ビジョン>

当社は、「バイクライフの生涯パートナー」をビジョンとして掲げております。

当社が掲げる「バイクライフの生涯パートナー」とは、従来のバイク買取専門店としての「バイク王」から、バイクに係る全てのサービスを総合的に提供する「バイクのことならバイク王」と言われるブランドへ進化することを目指すものです。

そして、一人ひとりのお客様満足度のさらなる充実とともに長期にわたって多くのお客様に支持していただける企業となること、さらに、お客様とともにより豊かなバイクライフを創り上げていく企業となることを実現したいと考えております。

当社は、長期的な成長を目指し、確実に経営戦略を遂行していくため、上記を踏まえ、以下の課題について対処してまいります。

① 収益力の強化について

当社は、ビジョンの実現に向けて、継続的に複合店（買取およびリテール販売を展開する店舗）の拡大を図っております。当事業年度においては、「仕入車輛の量と質の確保」、「仕入価格の適正化」および「リテール販売台数の増加」を基本戦略とし、さらに「複合店に適したMDサイクルの確立」、「店舗運営の生産性向上」、「人材育成の強化」、「人事制度の拡充」に取り組むことにより、持続的な成長と安定した収益構造の構築を目指してまいりました。

しかしながら、整備職における採用および育成の強化、ならびに車輛における質と量の確保は、今後においても引き続きの課題であると考えております。

今後も複合店化における仕入力および販売力の強化をさらに推進し、より

一層お客様満足を高めたうえで、持続的な成長と安定した収益力の強化を図ってまいります。

② 人財採用・育成の強化、管理体制の充実

当社は、「人財」を最も重要な経営資源ととらえており、企業価値向上のためには人財確保と育成の強化が重要な課題と認識しております。

上記の課題に対応するため、前事業年度に制定した人事理念「社員の成長を応援する」を軸に人事制度の拡充、人財育成の強化を図り、社員がより成長を実感できるような体制の構築に向けて取り組んでまいりました。

しかし、モチベーションおよび業務遂行に必要な能力を向上させるための仕組み化、お客様の視点に立ったマインドの醸成等は課題があると考えており、今後も人財の確保・育成、働き方改革および人事制度改革により職場環境の向上を目指してまいります。

③ コーポレートガバナンス体制の深化について

当社は、意思決定の迅速化による経営効率化を進めるとともに業務執行に対する監督機能の強化を図ることが必要と考えており、これまで監査等委員会設置会社への移行、代表取締役および取締役会の諮問機関として諮問委員会の設置等、ガバナンスの強化に努めてまいりました。

今後はさらなるコーポレートガバナンスの深化を図るために、取締役会の実効性評価により認識された課題である取締役会の構成員の多様性確保、代表取締役の後継者育成計画に関する取締役会の主体的関与、代表取締役および経営陣幹部の選任・解任における客観性、透明性のある手続きの運用の改善に取り組み、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上をすすめてまいります。

(5) 主要な事業内容(2019年11月30日現在)

事業名	事業内容
バイク事業	バイク買取・小売販売

(6) 主要な事業所(2019年11月30日現在)

名称		所在地
本社		東京都港区
コンタクトセンター		埼玉県さいたま市大宮区
第二コンタクトセンター		秋田県秋田市
横浜物流センター		神奈川県横浜市鶴見区
寝屋川物流センター		大阪府寝屋川市
神戸物流センター		兵庫県神戸市中央区
店舗	北海道・東北エリア	宮城県仙台市泉区等5店舗
	関東エリア	埼玉県上尾市等24店舗
	甲信・北陸エリア	長野県長野市等4店舗
	東海エリア	愛知県名古屋市港区等7店舗
	近畿エリア	兵庫県伊丹市等12店舗
	中国・四国エリア	岡山県岡山市北区等4店舗
	九州・沖縄エリア	福岡県糟屋郡等5店舗

(7) 使用人の状況(2019年11月30日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末 比増減	平均年齢	平均勤続年数
796名	33名増	34.3歳	7.3年

(注) 正規使用人のみで派遣社員・パートタイマーは含んでおりません。

(8) 主要な借入先の状況(2019年11月30日現在)

借入先	借入金残高
株式会社三菱UFJ銀行	50,000千円
株式会社三井住友銀行	50,000千円

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の状況(2019年11月30日現在)

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役社長執行役員	石川 秋彦	バイクライフプランニング事業部・業務サポート室管掌
取締役会長	加藤 義博	内部監査室管掌
取締役常務執行役員	大谷 真樹	コンタクトセンター管掌
取締役執行役員	小宮 謙一	事業企画部門・管理部門管掌
取締役 (常勤監査等委員)	上沢 徹二	
取締役 (監査等委員)	齊藤 友嘉	齊藤法律事務所 弁護士
取締役 (監査等委員)	三上 純昭	㈱日本ビジネスマッチング 代表取締役

- (注) 1. 取締役齊藤友嘉氏および三上純昭氏は、社外取締役であり、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 監査等委員会の監査の実効性を高め、情報収集その他内部統制部門等との連携強化を目的に、上沢徹二氏を常勤の監査等委員として選定しております。
3. 常勤監査等委員である取締役上沢徹二氏は、金融機関および事業会社における長年に亘る豊富な経験と幅広い知識を有しており、また、役員として企業経営に携わっていた経験により、財務・会計およびガバナンスに関する経験ならびに相当程度の知見を有しております。

【ご参考】独立社外取締役の独立性判断基準

当社は、東京証券取引所が定める独立性基準を踏まえ、当社の社外取締役の独立性判断基準を定めております。

詳細は、「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」をご参照ください。

「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」

<https://www.8190.co.jp/ir/strategy/governance.html>

(2) 事業年度中に退任した取締役

産形昭夫氏および山口達郎氏は、2019年2月27日開催の第21回定時株主総会最終の時をもって任期満了により取締役を退任いたしました。

(3) 責任限定契約の内容の概要

当社と監査等委員である取締役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償の限度額は法令が規定する額を限度額としております。

(4) 当事業年度に係る取締役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役(監査等委員を除く)	4名	109,200千円
取締役(監査等委員) (うち社外取締役)	5名 (3名)	22,860千円 (8,700千円)
合 計 (うち社外取締役)	9名 (3名)	132,060千円 (8,700千円)

- (注) 1. 上記には、当事業年度中に退任した取締役(監査等委員)2名を含んでおります。
2. 支給人員は、延べ人数を記載しておりますが、当事業年度末日における取締役(監査等委員を除く)は4名、取締役(監査等委員)は3名であります。
3. 取締役(監査等委員を除く)の報酬限度額は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額200,000千円以内と決議いただいております。
4. 取締役(監査等委員)の報酬限度額は、2017年2月24日開催の第19回定時株主総会において年額30,000千円以内と決議いただいております。
5. 取締役(監査等委員を除く)の報酬決定については、株主総会において決議された総額のうち、経営に係る技能・知識・経験等の適性、業績に対する貢献度等を総合的に勘案し、諮問委員会の答申を踏まえ、妥当であると考えられる金額を取締役会にて協議して決定しております。

(5) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役（監査等委員）齊藤友嘉氏は、齊藤法律事務所の弁護士であります。なお、当社と齊藤法律事務所との間には特別の関係はありません。
- ・社外取締役（監査等委員）三上純昭氏は、㈱日本ビジネスマッチングの代表取締役であります。なお、当社と㈱日本ビジネスマッチングとの間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
社外取締役 (監査等委員)	齊藤友嘉	当事業年度開催の取締役会21回中21回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から意見を述べ、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 当事業年度開催の監査等委員会16回中16回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。
社外取締役 (監査等委員)	三上純昭	2019年2月27日就任後の当事業年度開催の取締役会15回中15回に出席し、報告事項や決議事項について、役員として企業経営に携わっている経験に基づき、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 2019年2月27日就任後の当事業年度開催の監査等委員会12回中12回に出席し、内部統制等について適宜、必要な発言を行っております。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
・当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	21,000千円
・当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	21,000千円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約におきまして、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額には合計額を記載しております。

2. 監査等委員会は、会計監査人の監査内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて、必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社は、会計監査人の職務を適切に遂行することが困難と認められる場合等、会計監査人の解任または不再任が妥当であると監査等委員会が判断した場合には、会計監査人の解任または不再任について、株主総会に議案として提出いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められる場合には、監査等委員会は会計監査人を解任いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制

当社は、業務の有効性・効率性、財務報告の信頼性、法令等の遵守、資産の保全の4つの目的を達成するために、「内部統制システムの基本方針」を定め、内部統制システムの整備・運用を推進し、リスクマネジメントを行っております。

また、代表取締役を最高責任者としたリスク管理委員会を設置し、内部統制システムの整備・運用を推進しております。

(1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ① バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章およびコンプライアンス規程を制定し、当社グループの取締役および従業員は法令・定款および当社グループの規程・規則等ならびに社会規範を遵守して事業活動を行う。またリスク管理委員会およびコンプライアンス担当部門により、当社グループのコンプライアンスを推進する。
- ② 取締役は、取締役会の決定に基づき、各取締役の業務分担に応じた業務を執行し、その状況を取締役に報告する。
- ③ 会社情報開示については、リスク管理委員会情報開示部会において、情報開示の基本方針、開示手順等を定め、情報の適正性・適時性および公正性を確保する。
- ④ 内部監査部門として内部監査室を設け、業務監査、個人情報監査、内部統制の整備・運用状況の有効性評価等を実施し、コーポレートガバナンスの強化に向けた取り組みを支援する。
- ⑤ コンプライアンスに関する相談窓口として、内部通報制度を設ける。内部通報制度の情報受領者は、社内のホットライン部会、第三者機関である弁護士および通報制度受付窓口の専門会社とし、従業員等からの通報により組織的または個人に関わる法令に違反するおそれのある事由等の未然防止に取り組む。
- ⑥ 監査等委員会は、株主の負託を受けた独立の機関として取締役の職務の執行を監査することにより、企業の健全で持続的な成長を確保し、社会的信頼に応える良質な企業統治体制を確立する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制整備

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき保存媒体に応じて適切かつ確実に検索性の高い状態で保存、管理することとし、定められた保存期限内は閲覧可能な状態を維持することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規定その他の体制

- ① 損失の危険の管理については、リスク管理規程を定め、リスク管理委員会がグループの横断的なリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。また取締役または各部署の業務責任者が業務上のリスクマネジメントを行い、発生の未然防止・低減に努める。
- ② 重大なリスクが発生した場合は、緊急対策本部を設置し損害の拡大防止、被害の最小化を図る。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催するものとし、取締役会規程および取締役会付議事項を定め、取締役会が決定すべき事項を明確にする。
- ② 当社グループの経営方針および経営戦略に関わる重要事項については事前に当社取締役執行役員および執行役員によって構成される執行役員会において審議し、その審議を経て取締役会に上程する。
- ③ 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程、業務分掌規程において、それぞれの責任者およびその責任、執行手続きの詳細について定める。

(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 子会社の経営の自主性を尊重しつつ、グループ経営の適正化および効率化に資するため、バイク王&カンパニーグループ企業行動憲章、コンプライアンス規程および内部通報制度を遵守し、当社グループの業務の適正を確保する体制を整備する。
- ② 当社の取締役が子会社の取締役を兼務し、経営のモニタリングを行いガバナンスの強化を図るとともに、子会社管理規程を制定し当社に報告すべき事項を定める。
- ③ 内部監査室は子会社について経営方針、諸規程、業務マニュアル等に準拠した業務が行われているかを監査する。
- ④ 取締役は当社グループにおいて法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合は、監査等委員会に報告する。また、監査等委員である取締役は当社の監査等委員でない取締役に対し意見を述べるとともに、改善策を求めることができる。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の監査等委員でない取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会が職務を補助すべき使用人を求めた場合は、監査等委員会の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から専属の監査等委員会補助者を任命することとする。監査等委員会補助者の評価は監査等委員会が行い、任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査等委員会の同意を得た上で取締役会が決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

(7) 監査等委員でない取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 当社グループの取締役および使用人は、法定の事項に加え、当社およびグループ各社に重大な影響を及ぼすおそれのある事項、内部監査の実施状況、不正行為や重要な法令違反ならびに定款違反行為、内部者通報制度による通報状況等、その他重要な事項等を速やかに監査等委員会に報告することとする。また、当社は当該報告をした者に対し不利な取り扱いを行わないこととする。
- ② 監査等委員である取締役は、取締役会等の重要な会議に出席するとともに、監査等委員会は、あらかじめ定められた監査等委員を通じて、主要な稟議書、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて監査等委員でない取締役または使用人にその説明を求めることができる。
- ③ 監査等委員である取締役は、内部監査室および会計監査人と情報交換に努め、連携して当社およびグループ各社の監査の実効性を確保する。また、監査等委員会は、内部監査室に対して指示を行うことができるものとし、その指示を優先させるものとする。
- ④ 当社は、監査等委員である取締役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還等の請求をしたときは、当該請求にかかる費用が監査等委員である取締役の職務の執行に必要でないとは認められる場合を除き、速やかに対応する。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

内部統制システムの運用状況については、「内部統制システムの基本方針」に基づき、四半期毎に内部統制システムの運用上見出された問題点等の是正・改善状況ならびに必要に応じて講じられた再発防止策への取り組み状況を取締役会で確認することにより、適切な内部統制システムの構築・運用に努めております。またコンプライアンスについては、社員の入社時ならびに職位に応じた研修を適宜実施し、コンプライアンス意識の浸透を図っております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は、会社の財産および事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針は、特に定めておりません。

9. コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方

当社は、株主をはじめとする各ステークホルダーの信頼に応える経営を実現するため、各ステークホルダーの権利を尊重し、経営の公正性および透明性を確保するとともに、説明責任を十分に果たしてまいります。また、持続的な成長と中長期的な企業価値向上に資する迅速・果断な意思決定が遂行できるコーポレートガバナンス体制を構築いたします。

なお、当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な枠組みや考え方をまとめ「バイク王&カンパニー・コーポレートガバナンス基本方針」として制定しております。

(1) 取締役の指名に関する方針

取締役の指名については、取締役規程で定めた当社取締役としての資格要件、経営に係る技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、各取締役が取締役候補者を推薦し、取締役会にて協議して候補者を決定いたします。

なお、公正かつ透明性の高い取締役候補者の指名となるよう諮問委員会を設置し、代表取締役の諮問を受けて取締役候補者の指名について協議いたします。

取締役の選任については、構成員の過半数を社外取締役とする諮問委員会において審議・答申し、客観性・透明性のあるプロセスを経ることとしております。

また、代表取締役および取締役の解任については、それぞれ適宜諮問委員会で解任に関する協議を行い、取締役会へ答申することとしております。

(2) ガバナンスの充実を図る任意の仕組みの活用状況に関する事項

当社は、コーポレートガバナンスの充実を図るため、取締役会および代表取締役の諮問機関として、任意の諮問委員会を設置しております。諮問委員会は、3名以上で構成し、その過半数は社外取締役としております。

諮問委員会は、①取締役の選任に関する事項、②取締役の報酬に関する事項、③その他取締役会および代表取締役より諮問された事項について協議し、助言・提言を行っております。当事業年度においては、諮問委員会は10回開催しており、その協議事項は、上記①および②に加え、③として取締役会の実効性評価について協議し、その結果を取締役会および代表取締役へ答申しております。

(注)本事業報告に記載しております数値は、金額については表示単位未満の端数を切り捨て、その他は四捨五入により表示しております。

貸借対照表

(2019年11月30日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	4,136,806	流 動 負 債	1,674,013
現金及び預金	1,305,364	買掛金	201,202
売掛金	201,139	短期借入金	100,000
商成品	2,434,678	リース債務	46,324
貯蔵品	7,894	未払金	477,365
前払費用	101,139	未払費用	179,693
未収入金	48,290	未払法人税等	130,400
その他	38,299	未払消費税等	45,482
		前受金	331,134
固 定 資 産	2,043,358	預り金	54,985
有 形 固 定 資 産	765,487	前受収益	818
建物	390,972	賞与引当金	101,353
構築物	28,444	店舗閉鎖損失引当金	540
車両運搬具	113,549	商品保証引当金	2,562
工具、器具及び備品	32,426	資産除去債務	1,148
リース資産	146,197	その他	1,002
建設仮勘定	53,897	固 定 負 債	456,832
		リース債務	104,832
無 形 固 定 資 産	571,999	資産除去債務	194,058
商標権	3,237	その他	157,941
ソフトウェア	73,729		
電話加入権	7,631	負 債 合 計	2,130,846
ソフトウェア仮勘定	487,400		
		純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	705,871	株 主 資 本	4,049,210
投資有価証券	435	資本金	590,254
関係会社株式	272,937	資本剰余金	609,877
出資	290	資本準備金	609,877
長期貸付金	27,426	利益剰余金	3,205,307
長期前払費用	4,145	利益準備金	13,250
繰延税金資産	56,616	その他利益剰余金	3,192,057
敷金及び保証金	353,367	別途積立金	1,230,000
貸倒引当金	△13,017	繰越利益剰余金	1,962,057
関係会社投資損失引当	△9,495	自 己 株 式	△356,229
その他	13,165	評価・換算差額等	108
		その他有価証券評価差額金	108
資 産 合 計	6,180,165	純 資 産 合 計	4,049,318
		負 債 ・ 純 資 産 合 計	6,180,165

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2018年12月1日から
2019年11月30日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売上高		20,119,597
商品期首たな卸高	1,804,596	
当期商品仕入高	10,745,641	
商品保証引当金繰入額	362	
合 計	12,550,600	
商品期末たな卸高	2,434,678	
商品売上原価	10,115,921	
流通整備原価	1,123,435	11,239,357
売上総利益		8,880,239
販売費及び一般管理費		8,669,508
営業利益		210,731
営業外収益		
受取利息及び配当金	30,737	
クレジット手数料収入	94,421	
受取賃貸料	8,616	
その他	19,947	153,721
営業外費用		
支払利息	2,943	
為替差損	1,790	
その他	0	4,733
経常利益		359,720
特別利益		
固定資産売却益	500	
関係会社株式売却益	12,960	13,460
特別損失		
固定資産除却損	24	
減損	65,789	
貸倒引当金繰入額	13,017	
関係会社投資損失引当金繰入額	9,495	
関係会社株式評価損	5,145	93,472
税引前当期純利益		279,708
法人税、住民税及び事業税	152,325	
法人税等調整額	△78,400	73,925
当期純利益		205,783

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2018年12月1日から
2019年11月30日まで)

(単位：千円)

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金			
		資本準備金	資本剰余金 合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計
				別途積立金	繰越利益 剰余金		
2018年12月1日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	1,812,136	3,055,386
事業年度中の変動額							
剰余金の配当						△55,862	△55,862
当期純利益						205,783	205,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)							
事業年度中の変動額 合計	—	—	—	—	—	149,921	149,921
2019年11月30日残高	590,254	609,877	609,877	13,250	1,230,000	1,962,057	3,205,307

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年12月1日残高	△356,229	3,899,288	△15	△15	3,899,273
事業年度中の変動額					
剰余金の配当		△55,862			△55,862
当期純利益		205,783			205,783
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			123	123	123
事業年度中の変動額 合計	—	149,921	123	123	150,045
2019年11月30日残高	△356,229	4,049,210	108	108	4,049,318

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

① 関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

② その他有価証券

時価のあるもの

決算期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

(2) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品および貯蔵品については、主として個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備および構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物(附属設備)	8～22年
構築物	10～15年
車両運搬具	2～4年
工具、器具及び備品	2～18年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 関係会社投資損失引当金

関係会社株式の実質価額低下に伴う損失に備えるため、健全性の観点から、財政状態を勘案して実質価額の低下に相当する額について引当金を計上しております。

③ 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当事業年度負担額を計上しております。

④ 店舗閉鎖損失引当金

将来の閉鎖が見込まれる店舗等について、今後発生する閉鎖に伴う損失に備えるため、合理的に見込まれる発生見込額を計上しております。

⑤ 商品保証引当金

当社が販売した商品のアフターサービスに対する費用支出に備えるため、過去の実績に基づき発生見込額を計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	1,493,464千円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
関係会社に対する短期金銭債権	124,781千円
関係会社に対する短期金銭債務	1,776千円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
営業取引による取引高	
売上高	8,960,937千円
販売費及び一般管理費	88,733千円
営業取引以外の取引による取引高	69,364千円
※当事業年度において関係会社Bike 0 Malaysia SDN. BHD. について、関係会社株式評価損5,145千円を計上しております。	

(2) 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種 類	減 損 損 失 (千円)
事業用資産	バイク王荒川沖店他 (9事業所)	建 物	62,683
		構 築 物	1,942
		工具、器具及び備品	1,163

当社は、キャッシュ・フローを生み出す最小単位に基づき資産の用途により、事業用資産については主に独立した会計単位である事業所単位で、資産のグルーピングを行っております。

事業用資産は、営業活動から生ずるキャッシュ・フローが継続してマイナスとなっている、今後の改善が困難と見込まれる事業所等について、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当該資産の回収可能価額は使用価値を零として測定しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数

普通株式 15,315,600株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 1,350,000株

(3) 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 2月27日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	27,931	2.00	2018年 11月30日	2019年 2月28日

② 中間配当金支払額等

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2019年 7月4日 取締役会	普通株式	利益剰余金	27,931	2.00	2019年 5月31日	2019年 8月1日

(4) 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2020年2月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年 2月27日 定時株主 総会	普通株式	利益剰余金	27,931	2.00	2019年 11月30日	2020年 2月28日

5. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

たな卸資産評価損	13,654千円
未払事業税	12,462
未払事業所税	2,418
賞与引当金	31,034
店舗閉鎖損失引当金	165
貸倒引当金	3,986
関係会社投資損失引当金	2,907
関係会社株式評価損	1,575
減価償却超過額	37,170
繰延資産償却超過額	1,551
減損損失	25,112
資産除去債務	59,772
その他	18,485
繰延税金資産 小計	210,297
評価性引当額(注)	△129,070
繰延税金資産 合計	81,227

(繰延税金負債)

有形固定資産	△24,563千円
その他有価証券評価差額金	△48
繰延税金負債 合計	△24,611
繰延税金資産の純額	56,616

(注) 評価性引当額が45,277千円減少しております。

この減少は、繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針(企業会計基準適用指針第26号)第15項に基づき、回収が見込まれる繰延税金資産の計上額を見直したことによるものであります。

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった
 主要な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
住民税均等割	19.8%
交際費等永久に損金に算入されない項目	5.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△2.9%
法人税から控除される所得税額	△3.8%
所得拡大促進税制による税額控除	△6.0%
評価性引当額の減少	△16.2%
その他	△0.5%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>26.4%</u>

6. リースにより使用する固定資産に関する注記

オペレーティング・リース

(借主側)

未経過リース料

1 年 内	96,422千円
1 年 超	98,736千円
合 計	<u>195,159千円</u>

(貸主側)

未経過リース料

1 年 内	8,616千円
1 年 超	11,488千円
合 計	<u>20,104千円</u>

7. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については預金等の安全性の高い金融資産で行い、また、資金調達については銀行借入により調達する方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金および未収入金は、主にオークション売上および国内の取引先にかかるものであり、顧客の信用リスクに晒されております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する上場企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

関係会社株式は、業務上の関係を有する非上場企業の株式であり、企業価値の変動リスクに晒されております。

出資金は、出資先の信用リスクに晒されております。

長期貸付金は、当社が関係会社の役員に対し行っているものであり、貸付先の信用リスクに晒されております。

敷金及び保証金は、本社や店舗の賃貸借契約にともなうものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金、未払金、未払費用および預り金は、その全てが1年以内の支払期日であります。

短期借入金は、主に営業取引にかかる資金調達であります。

法人税、住民税及び事業税の未払額である未払法人税等は、そのほぼ全てが2ヶ月以内に納付期限が到来するものであります。

ファイナンス・リース取引にかかるリース債務は、主に設備投資に必要な資金調達を目的としたものであります。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

(イ) 信用リスクの管理

当社は、「与信管理規程」に従い、取引先ごとの期日管理および残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を一定期間ごとに把握し、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や軽減を図る体制を構築しております。

(ロ) 市場リスクの管理

投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、定期的な時価や発行体の財務状況等を把握し、市況や発行体との関係を勘案して保有状況を継続的に見直す体制としております。

(ハ) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社は、各部署からの報告に基づき財務担当部門が適時に資金繰計画を作成・更新し担当取締役へ報告することで、流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2019年11月30日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表に含めておりません。

	貸借対照表計上額 (千円)	時 価 (千円)	差 額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,305,364	1,305,364	—
(2) 売掛金	201,139	201,139	—
(3) 未収入金	48,290	48,290	—
(4) 投資有価証券	435	435	—
(5) 長期貸付金	27,426		
貸倒引当金(*)	△13,017		
	14,408	14,424	15
(6) 敷金及び保証金	353,367	356,296	2,928
資産計	1,923,006	1,925,950	2,943
(1) 買掛金	201,202	201,202	—
(2) 短期借入金	100,000	100,000	—
(3) リース債務	151,157	149,918	△1,238
(4) 未払金	477,365	477,365	—
(5) 未払費用	179,693	179,693	—
(6) 未払法人税等	130,400	130,400	—
(7) 預り金	54,985	54,985	—
負債計	1,294,803	1,293,565	△1,238

(*) 長期貸付金に対して計上している貸倒引当金を控除しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金、および(3) 未収入金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券はすべて上場株式であるため、時価は取引所の価格によっております。

(5) 長期貸付金、(6) 敷金及び保証金

これらは、その将来キャッシュ・フローを国債の利回り等適切な利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(4) 未払金、(5) 未払費用、(6) 未払法人税等、および(7) 預り金

これらは短期で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) リース債務

これらは、元利金の合計額を、新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額 (千円)
関係会社株式 (非上場株式)	272,937
出資金	290

(注) 市場価格のない関係会社株式に対して、関係会社投資損失引当金9,495千円を計上しております。また、当事業年度において5,145千円の関係会社株式評価損の計上を行っております。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,305,364	—	—	—
売掛金	201,139	—	—	—
未収入金	48,290	—	—	—
長期貸付金	25,426	2,000	—	—
敷金及び保証金	23,016	97,402	161,320	71,628
合計	1,603,238	99,402	161,320	71,628

4. リース債務の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
リース債務	46,324	44,610	33,947	23,280	2,994	—
合計	46,324	44,610	33,947	23,280	2,994	—

8. 持分法損益等に関する注記

関連会社に対する投資の金額	251,520千円
持分法を適用した場合の投資の金額	479,986千円
持分法を適用した場合の投資利益の金額	174,867千円

(注) 関連会社(株)ジャパンバイクオークション)の自己株式取得の株主総会及び取締役会決議を受け、2019年10月に当社が保有する同社株式の一部を売却しております。

また、当社と同社の決算日に差異がありますが、差異の期間内に生じた重要な取引として修正を行い、「持分法を適用した場合の投資の金額」、「持分法を適用した場合の投資利益の金額」に含めております。

9. 資産除去債務に関する注記

(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

① 当該資産除去債務の概要

当社は、バイク事業における店舗等について不動産賃借契約を締結しており、当該不動産賃借契約における賃借期間終了時の原状回復義務に関し資産除去債務を計上しております。

② 当該資産除去債務の金額の算定方法

バイク事業における店舗等については、使用見込期間を10年から22年、割引率は0.00%から1.93%を採用しております。

③ 当事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

期首残高	171,443千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	26,209千円
見積りの変更による増加額	2,498千円
時の経過による調整額	2,063千円
資産除去債務の履行による減少額	△7,007千円
当事業年度末残高	195,207千円

(2) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上していないもの 該当事項はありません。

10. 関連当事者との取引に関する注記

(単位：千円)

種類	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合 (%)	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (注2)	科 目	期末残高
関連会社	㈱ジャパンバイク オークション	所有 直接30.0%	オークション 取引	オークション の売上(注1)	8,960,937	売 掛 金	121,209
				配当金の受取	30,016	—	—
				株式の売却 (注3)	30,240	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. オークション売上については、㈱ジャパンバイクオークションのオークション規約により、一般会員と同様の取引条件によっております。
2. 取引金額には消費税等を含めておりません。
3. ㈱ジャパンバイクオークションへの株式の売却は、当社が保有する同社株式の一部を同社の自己株式取得に応じて譲渡したものであり、その価格条件については、純資産等を基礎として協議の上、決定しております。なお、株式の売却にあたり、関係会社株式売却益12,960千円を計上しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	289円95銭
1株当たり当期純利益	14円74銭

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2020年1月14日

株式会社 バイク王&カンパニー

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 陸 田 雅 彦 (印)

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 本 千 鶴 子 (印)

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社バイク王&カンパニーの2018年12月1日から2019年11月30日までの第22期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年12月1日から2019年11月30日までの第22期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年1月23日

株式会社バイク王&カンパニー
監 査 等 委 員 会

常勤監査等委員 上 沢 徹 二 ⑩

監 査 等 委 員 齊 藤 友 嘉 ⑩

監 査 等 委 員 三 上 純 昭 ⑩

(注) 監査等委員齊藤友嘉及び三上純昭は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第22期剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

当社は、財務体質の強化、継続的な企業価値の向上に努め、将来の事業展開等を勘案のうえ、内部留保および利益配分を決定しております。

内部留保につきましては、従来より進めてまいりました借入金等に大きく依存しない財務基盤を前提に、業務の一層の効率化・売上の増加を図るための新規出店、システム整備および将来の事業強化につながる戦略的投資等、将来の経営効率を高めるための事業基盤強化の原資に充当してまいります。

配当につきましては、安定的な配当を行うことを念頭に置きつつ、業績等を勘案したうえで配当金額を決定してまいります。

第22期の期末配当につきましては、かかる方針を踏まえ、当期の業績その他諸般の事情を勘案いたしまして、以下のとおりとさせていただきます。存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 株主に対する期末財産の割当に関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金2円 総額 27,931,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年2月28日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本定時株主総会の終結の時をもって取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名全員は任期満了により退任となります。つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
1	いし かわ あき ひこ 石川 秋彦 (1964年9月23日)	1987年2月 (株)ナショナルオート入社 1994年9月 メジャーオート(有)設立 代表取締役社長 1998年9月 当社設立 取締役会長 2006年3月 (株)パーク王 取締役 2008年9月 SIAM IK CO., LTD. 設立 取締役社長 2011年2月 当社代表取締役会長 2011年3月 当社内部監査室・業務サポート室・教育研修室管掌 2013年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・第一/第二買取事業部・商品流通事業部管掌 2014年2月 当社代表取締役社長 2014年12月 当社マーケティング戦略部門・インフォメーションセンター・バイクライフプランニング事業部・駐車場事業部管掌 2015年2月 当社代表取締役社長執行役員（現任） 2017年12月 当社バイクライフプランニング事業部管掌 2018年2月 当社バイクライフプランニング事業部・コーポレート部門・業務サポート室管掌 2018年12月 当社バイクライフプランニング事業部・業務サポート室管掌（現任）	3,922,900株
<取締役候補者とした理由について> 石川秋彦氏は、加藤義博氏と1998年に当社を設立以来、長年に亘る豊富な経営経験および経営全般に関する知見を有していることから、経営の推進に適任であると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。			

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
2	か とう よし ひろ 加 藤 義 博 (1971年1月31日)	1991年3月 (株)ナショナルオート入社 1997年11月 (有)ケイ設立 代表取締役社長 1998年9月 当社設立 代表取締役社長 2003年12月 (有)ケイ 取締役 2007年6月 (株)アイケイモーターサイクル 代表取締役 社長 2011年3月 当社企画本部管掌 2013年12月 当社内部監査室管掌 2014年2月 当社取締役会長 (現任) 2017年3月 当社内部監査室・教育研修室管掌 2018年12月 当社内部監査室管掌 (現任)	3,059,000株
<p><取締役候補者とした理由について> 加藤義博氏は、石川秋彦氏と1998年に当社を設立以来、代表取締役社長および取締役会長を歴任し、長年に亘る豊富な経営経験および経営全般に関する知見を有していることから、経営の推進に適任であると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			
3	おお たに ま き 大 谷 真 樹 (1971年1月22日)	1997年11月 (有)オーケイ 取締役 2000年11月 当社入社 2001年1月 当社取締役営業本部長 2007年2月 (株)アイケイモーターサイクル 取締役 2007年5月 (株)パーク王 取締役 2007年11月 当社取締役副社長 営業本部管掌 2008年6月 当社ダイレクトショップ本部長 2009年12月 当社教育研修室管掌 2011年9月 (株)パーク王 代表取締役 2012年3月 当社駐車場事業部管掌 2013年12月 当社小売事業部管掌 2014年2月 当社常務取締役 2014年12月 当社商品流通事業部管掌 2015年2月 当社取締役常務執行役員 (現任) 2017年12月 当社コンタクトセンター・商品流通事業部 管掌 2018年12月 当社コンタクトセンター管掌 (現任)	100株
<p><取締役候補者とした理由について> 大谷真樹氏は、長年に亘り営業部門を牽引し、経営的視点を十分に持ち合わせており、経営全般に関する知見を有していることから、当社の持続的成長および中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
4	こみや けんいち 小宮 謙一 (1968年9月14日)	1992年4月 ㈱リクルート入社 1999年8月 ソフトバンク㈱入社 2001年4月 イー・ショッピング・カーグッズ㈱ 代表取締役社長 2002年6月 ソフトバンク・ヒューマンキャピタル㈱ 取締役営業本部長 2006年9月 ㈱クレディコム設立 代表取締役社長 2018年2月 当社取締役執行役員(現任) 当社コミュニケーション部門管掌 2018年12月 当社事業企画部門・管理部門管掌(現任)	—
<p><取締役候補者とした理由について> 小宮謙一氏は、他企業において長年に亘り代表取締役社長を務め、経営者としての豊富な経験および見識を有しており、当社における重要事項の決定および業務執行の監督に十分な役割を果たしていることから、当社の持続的成長および中長期的な企業価値向上に資すると判断したため、引き続き取締役候補者として選任をお願いするものであります。</p>			

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者の選任については、取締役規程で定めた当社取締役としての資格要件、経営に係る技能・知識に加え、人格等の適性を総合的に鑑み、あわせて構成員の過半数を社外取締役とする諮問委員会の答申を踏まえ、取締役会にて協議して候補者を決定しております。

第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

監査等委員である取締役が法令に定める員数を欠くこととなる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、選任の効力は就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任の効力を取り消すことができるものとさせていただきます。

また、本議案に関しましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 および重要な兼職の状況	所有する当 社の株式数
もり や たつ お 守 屋 達 雄 (1952年1月17日)	2006年8月 ㈱銚子丸 社外監査役	—
	2006年9月 社会保険労務士法人プロジェクト設立 代表社員 (現任)	
	2007年6月 ㈱ラムラ 社外取締役 (現任)	
	2018年8月 ㈱銚子丸 取締役 (監査等委員) (現任)	
<補欠の監査等委員である取締役候補者とした理由について> 守屋達雄氏は、他企業において、取締役および監査役としての経験を有していることから、監査等委員である取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断し、選任をお願いするものであります。		

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 守屋達雄氏は、補欠の社外取締役候補者であります。
3. 本議案が承認され、守屋達雄氏が社外取締役に就任された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 本議案が承認され、守屋達雄氏が監査等委員である取締役に就任された場合には、監査等委員である取締役として、当社と守屋達雄氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額といたします。

以 上

株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区海岸一丁目11番2号
アジュール竹芝 14階「天平の間」



※午前9時より、☆印周辺に係員を配置いたします。

交 通 JR、東京モノレール…………… 浜松町駅 (北口) 徒歩約7分
地下鉄 (大江戸線・浅草線) … 大門駅 (B2出口) 徒歩約8分
新交通ゆりかもめ…………… 竹芝駅 徒歩約1分

※駐車台数に限りがございますので、できるだけ公共の交通機関をご利用ください。

ウェブサイトのご案内

当社のホームページでは、会社概要やIR情報、最新のニュースなど様々な情報を公開しております。ぜひご覧ください。

ホームページアドレス <https://www.8190.co.jp/>

IRメール配信サービス <https://www.8190.co.jp/ir/mail/>